

第7回 組織風土改革のための有識者会議 議事要旨

- 1 日 時 平成30年10月26日(金) 16:00~18:26
- 2 場 所 神戸市役所1号館14階 1141会議室
- 3 出席委員 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授 ◎山下 晃一
兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授 ○川上 泰彦
兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授 上田 真弓
甲南女子大学人間科学部心理学科教授 黒澤 良輔
岡山大学大学院社会文化科学研究科教授 塚本 千秋
弁護士(神戸京橋法律事務所所長) 林 晃史
弁護士(野口法律事務所) 福田 和美
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員 善積 康子
- ※ ◎は座長、○は座長職務代理者

4 会議内容

(1) 各委員からの意見説明及び意見交換

- ・不祥事について、神戸だけの特殊性があるとは思えない。
- ・不祥事は誰にでも起こりうるものであり、不祥事の発生そのものを防ぐことは難しいことを前提とすべきである。
- ・不祥事の起こりにくい組織をどう作るか、不祥事が発生した時の影響をどう最小化するかを考えていくべきである。
- ・不祥事の根絶にこだわりすぎると、不祥事が起こった時にあってはならないと逆のベクトルに働き、隠ぺいにつながる可能性がある。
- ・非違行為はだんだんエスカレートしていくものである。早い段階で周囲が気づいて止めることが大切である。
- ・教員に特有な不祥事は、児童生徒に対するわいせつ行為や体罰等である。これらは、学校の閉鎖性や権力関係といった特殊性が要因となっているはずである。
- ・教員の子供に対するわいせつ行為や体罰等は、学校という閉鎖的な空間において教員の優越的・権力的な地位を濫用して子供の権利を侵害する虐待行為であり、子供の権利という観点も踏まえるべきである。
- ・体罰について、運動系の部活では近年、指導方法が科学的になってきているが、教員がそうした方法を知らずに悩んでいるということもあるのではないか。
- ・規範意識の向上を個人の力だけに頼るのは限界があり、組織として意識を醸成し、徹底していかなければならない。
- ・岡山県教委の研修プログラムは不祥事を原因別に分類する等、当事者意識の醸成が意識されている。岡山県のやり方をそのまま神戸市で実践することは難しいだろうが、不祥事の要因の理解や分析方法は参考になる。
- ・岡山県教委では、不祥事対策の研修は学校の間人関係や雰囲気づくりを基本として、グループワークを行うよう推奨している。自分たちで議論してそれぞれの経験が共有

されることが望ましい。

- ・不祥事対策の研修資料は、現場の立場を十分理解した者が現場の状況に応じて柔軟に作り上げていくべきである。
- ・いじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドラインなど、世の中は変化している。学び続ける教員であることが必要である。
- ・教職員や子供・保護者からの相談体制や通報体制の充実が必要である。
- ・教員である前に一人の市民であり、ワークライフバランスも大事である。私生活が充実していたら、不祥事の一定のブレーキにもなりうる。今の教員の長時間労働では難しいので、働き方改革が必要である。
- ・教員の多忙感を解消するような支援が必要である。多忙化対策は文科省から具体策の方向性が出ているので、予算や人が必要であるが積極的に取り組んでほしい。
- ・学校内の論理や価値観ではなく、外部に対して説明ができるかという視点で物事を考えることが大事であり、地域に開かれた学校にして、外部に対する感度を上げることや説明責任について考える機会を増やすことが必要である。
- ・教職員の人事異動と不祥事を直接的に関連させることは難しい。ただし、組織風土という観点では影響があり、制度の改善については触れるべきである。
- ・事務局が学校現場と一緒に課題解決をせずに、現場任せの形でやってきた。その一例が教職員の人事異動である。事務局が学校との日常的なアクセスを強化して学校の課題を把握することや、教職員配置を通じて各校の課題に対して支援するという設置者としての役割を果たすべきである。
- ・子供の権利を守ること、教員が働きやすい職場づくり、地域に開かれた学校という観点を取り入れていくべきである。
- ・教育委員会として襟を正して、子供のためにいい教育の場を作るため、学校現場と事務局が一致団結してやらないといけないというメッセージが必要である。

(2) 次回以降に向けて

- ・これまでの各委員の意見を事務局で整理し、次回の会議はそれをもとに議論を行う。